

令和5年10月2日

○藤井深介委員

公明党、藤井です。よろしくお願いします。

先月19日に、本会議で一般質問させていただきまして、その中で申し上げさせていただきました伊豆湘南道路の概要について、何点か伺ってきたいと思います。

初めに、伊豆湘南道路の概要についてまず伺います。

○道路企画課長

伊豆湘南道路は、本県の西部地域と静岡県伊豆地域を結ぶ延長約30キロの新たな道路構想になります。この両地域を結ぶ主要な幹線道路であります国道1号や135号、こういった路線は観光シーズンなどの著しい交通渋滞、これに加えて大雨などの雨量規制や台風による高波、こういったもので度々通行止めが発生しております。この両路線のバイパスとして機能します伊豆湘南道路の整備により、渋滞の緩和や災害時の代替路の確保が期待できます。また、西湘バイパスや小田原厚木道路などの周辺道路と効率的なネットワークを形成することで、広域的なエリアとの交流が促進され、地域の活性化に寄与することも期待できます。

○藤井深介委員

それでは次に、県としてこの計画の具体化に向けて、令和3年度にアンケート調査を行ったということでありましたけれども、その概要についてお伺いしたいと思います。

○道路企画課長

アンケート調査は、県境周辺の道路の課題や伊豆湘南道路への期待を把握するため、静岡県や沿線市町と連携して、ルートが想定されるエリアを中心に幅広く行いました。調査に当たりましては、沿線5市町の全14万世帯のほか、周辺自治体や商工会議所、観光協会などの団体に対してもアンケートを郵送するとともに、道路利用者の御意見も伺うため、道の駅やサービスエリアなどにもアンケートを配架いたしました。

調査結果でございますが、3万件を超える回答を頂き、大多数の方は、災害に強い迂回可能な道路網が構築されること、移動時間が短縮し到着時間が読めることのほか、観光振興などの地域活性化に寄与することや周辺道路の事故減少などを望んでいることが分かりました。

この調査結果を踏まえまして、今年3月に委員会を開催しまして、この道路の整備目標を設定するとともに、ルートの選定に当たって検討すべき事項を整理いたしました。

○藤井深介委員

今、道路の整備目標を設定したというふうに答弁いただいたんですけれども、どのように設定したか、ちょっと具体的に教えてください。

○道路企画課長

道路の整備目標は、アンケート調査で確認できました災害に強い道路網の構

築や移動時間の短縮といったこの道路への期待に加え、学識経験者で構成される委員会から頂きました物流の効率化による産業振興の観点を目標に入れたほうがよいといった助言を踏まえまして、四つの政策目標を設定いたしました。

具体には、1点目は災害における代替ルートの確保など災害に強い道路網を構築すること、2点目は平時における生活交通や通過交通の安全で快適な走行環境を確保すること、3点目は救急搬送や物流効率化による産業振興を支援するための速達性を確保すること、4点目は観光振興などを支援するための定時性を確保することと整理して、この政策目標を実現するためのルート設定を行っていくこととしました。

○藤井深介委員

4点の政策目標が設定されて、今後、この政策目標を踏まえて、道路の設定を行っていくことなんですけれども、今後どのようなことを検討していくのか伺います。

○道路企画課長

伊豆湘南道路は県境をまたぐ道路であり、ルートの設定に当たっては静岡県と協力しながら、延長約30キロの広範囲にわたって様々な検討を行う必要があります。具体的には、ルートが想定されるエリアには富士箱根伊豆国立公園などの豊かな自然環境や、湯河原や熱海などの温泉地もあることから、貴重な動植物や温泉源泉の分布状況などを調査してまいります。また、この地域は、脆弱な火山性の性質や多くの活断層が存在することから、地質地盤や過去の災害履歴の調査を行い、ルート設定に当たり配慮すべき事項を把握してまいります。

さらに、周辺の道路と効率的なネットワークを形成するため、携帯電話のGPSセンターなどのビッグデータ、これを活用しまして広域的な人や物の移動の動向を分析し、このエリアの既存道路とどのように接続させるのが望ましいのか検討してまいります。

○藤井深介委員

ルート設定に当たって、静岡県と今後も広範囲にわたって様々な検討を行っていくと、今、御答弁いただいたところなんですけど、今後、神奈川県として計画の具体化に向けて、どのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

○道路企画課長

計画の具体化に当たりましては、ルートが想定されるエリアにおける自然環境への配慮など様々な検討が必要となっており、引き続き沿線市町や学識者で構成する委員会、国の意見を伺いながら、静岡県と連携して調査や検討を進めてまいります。

また、静岡県や沿線市町などと共に様々な機会を通じて、この道路の必要性を国に訴え、必要な支援を要望するなど、伊豆湘南道路の計画の具体化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○藤井深介委員

このエリアは色々御答弁もいただきましたけれども、具体的にいうと2018年の夏に高潮と波によって車がちょっと悲惨な目にあつたという、命からがら亡くなる方はいらっしゃらなかったみたいですが、大変な状況になった。それからまた、静岡のほうでは2021年の熱海での土石流災害があつて、そ

の中で道路も 26 日間不通になったということですよ。

だから、そういうような意味で、本当に生活していくのに様々大変な地域でもあるし、その中でまたよく第三の東名というふうに言われるぐらいですけれども、やっぱりいろんな選択肢というか、そういうようなところが必要だろうと思いますので、特に圏央道からずつつながっていくという意味でも、先ほど課長から答弁いただいたとおり、本当に観光もそうだし、生活の利便性もそうだし、いろんな意味でこの伊豆湘南道路というのが実現していくと、本当に県境、それから県境をまたいだ広域的なネットワークも強化されて、神奈川、静岡、そういった意味で両県の観光資源もさらに促進もされますし、経済の活性化、それから県民の幅広い地域に、その効果が波及することは大いに期待できるというふうに思いますし、先ほどのアンケートの答えもいただきました約 3 万件余、こういうアンケートもいただいたということで、その中で地域の声もしっかりと聞き取っていただいて、しっかり検討していく、進めていく必要があるというふうに思います。

様々いろんな困難な事象もあるとは思いますが、ぜひ静岡県と、また沿線市町の声をよく聞いていただいて、計画の具体化、佐藤局長も本会議ではしっかり取り組むというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ県としても取り組んでいただきたいということを要望いたしたいと思います。

それと、もう 1 点、昨年の第 3 回定例会のこの委員会の中で、神奈川県屋外広告物条例の見直しについて質疑させていただきました。その時点での御答弁は、本条例の見直しは必要ないが、本条例施行規則については見直しを検討していくというふうに答弁を頂きました。

そういった中で、本年 7 月 24 日に第 79 回の神奈川県屋外広告審議会が開催されて、神奈川県屋外広告物条例施行規則の見直しについて、諮問されたようなんですけれども、その内容だとか、今後の取組について何件か伺っていきたいと思います。

初めに、神奈川県屋外広告物条例、またその施行規則、これというのは一体どういったものなのか、確認だけさせていただきたいと思います。

○都市整備課長

屋外の広告物が無秩序に出されますと、町並みや自然環境を乱すこととなります。そこで、県では良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るために、屋外広告物法に基づいて、神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示等に関する許可の基準や申請手数料などを定めております。また、施行規則では広告物の設置許可に当たって、許可地域の区分や広告物の種類ごとに広告物の具体的な大きさや高さの基準、こういったものなどを定めております。

○藤井深介委員

それでは、今回のこの審議会での諮問内容を伺いたいと思います。

○都市整備課長

近年、プロジェクターによる建物などをスクリーンにして、光や映像を投影するプロジェクションマッピングですとか、液晶ディスプレイなどに情報を表示する電子看板、いわゆるデジタルサイネージなどの新たな広告手法が開発さ

れ、まちの活性化や都市の魅力向上を図るため、その活用ニーズが高まっています。このような状況の中、現在の施行規則は、それらの新しい手法に十分対応できていないため、施行規則の改正案を作成しまして、この改正案を神奈川県屋外広告審議会に諮問しました。

改正案の内容としましては、プロジェクションマッピングについては、例えば、商業系許可地域では表示面積は30平方メートル以内、または壁面積の10分の1以内にするといった壁面利用広告物の基準を採用することとしました。また、自然系や住居系の許可地域など周囲の景観や住環境に配慮が必要な地域においては、プロジェクションマッピングやデジタルサイネージは設置できないといった規制を明確にしました。

○藤井深介委員

それでは、この審議会の中で各委員からいろんな御意見が出たんだろうというふうに思います。また、その委員からの意見に対して、県はどのように対応するのかを伺います。

○都市整備課長

審議会の委員からは、施行規則の改正案に対しまして、特に意見はなく、異議なしとの答申をいただきましたが、改正に合わせて策定します神奈川県投影広告物等ガイドラインの記載内容に対して御意見を頂きました。このガイドラインは、施行規則で定める許可基準を補完し、光害の防止や騒音への配慮、景観誘導を行うもので、例えば、住環境への配慮が求められる地域では、深夜時間帯の表示を避けることと記載しておりますが、委員からその深夜時間帯について、具体的な時刻を明記したほうがよいといった意見を頂きました。また、屋外広告物表示の適正化に向けて、規則改正の機会に新たなチラシを作成するなどして、周知に取り組んでほしいといった意見も頂きました。

審議会の委員から頂いた意見への対応としましては、ガイドラインに対する意見については、ガイドラインへ反映させるとともに、周知については改正内容等を担当者会議で市町村と情報共有した上で、広告の事業者の皆様をはじめ、広く県民に対して県のホームページ等を活用した積極的な周知に努めるなど、適切に対応していきます。

○藤井深介委員

審議会の各委員の御意見、それからそれに対する対応ということでお聞きしたんですけれども、実際、実務を行っていくというのは市町村、それから土木事務所のそういう担当者が具体的に分かっていると思うんですけれども、そういった方々からの御意見というのは伺っているんですか。

○都市整備課長

今回、審議会に諮問した施行規則の改正案ですとか、改正に合わせて策定しますガイドラインの記載内容については、地域の実情を把握している市町村や土木事務所の実務担当者の意見を聞きながら取りまとめました。

○藤井深介委員

それでは、今後の施行規則の改正に向けたスケジュールについて伺いたいと思います。

○都市整備課長

改正に向けたスケジュールとしましては、まず今月10月から来月11月にかけてパブリックコメントを実施し、県民意見の聴取を行います。その後、来年1月ごろに意見募集結果の公表と併せまして、規則改正を公布し、周知期間を経て4月から施行する予定であります。

○藤井深介委員

要望させていただきますけれども、プロジェクションマッピング、それからデジタルサイネージがこここのところよく見えるようになってきましたけれども、近年の新しい広告手法に対して、規則の見直しを様々な立場の方から御意見を頂いたということで、丁寧に進めていただいていることを理解しました。この屋外広告物というのは、地域の景観に大きな影響が出るだけに、しっかり市町村の意見も聞いていただいて、また、連携をしながら条例や規則を適切に運用していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、住んでいる皆さんが本当に最近様々、光の害だとか音の害、そういった意味では民間に委ねている部分もございますし、そういった意味じゃ丁寧に進めていっていただいて、またこれから新しい広告を屋外広告物というのは、またいろんな新たな手法で皆さんにそういうような、お知らせするようなものが出てくるかも分からないですけれども、そういうようなところでもしっかりそれに対応できるような、そういうような形で進めていただければなというふうに思います。

いずれにしても、県土の良好な景観の形成に努めていただきたいことを要望して質問を終わります。